

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		使用許可の取消し等
所 管 部 課 係 名		教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
根 拠 法 令 及 び 条 項		<p>新座市立学校校庭夜間照明施設条例第 8 条第 1 項</p> <p>教育委員会は、利用団体が次の各号の一に該当するとき又は必要があると認めるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p>
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>条文中の各号に規定する場合のほか、次の場合又はそのおそれがある場合は、使用許可の取り消し等を行うことができる。</p> <p>(1) 施設設備を汚損し、損傷し、若しくは亡失したとき。</p> <p>(2) 指定した場所以外の場所に立ち入ったとき。</p> <p>(3) 指定した設備以外の設備を使用したとき。</p> <p>(4) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車しているとき。</p> <p>(5) 飲酒をしているとき。</p> <p>(6) 火気を使用しているとき。</p> <p>(7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他に迷惑を及ぼしているとき。</p> <p>(8) その他上記(1)～(7)に準じると認められるとき。</p> <p>※ 条件変更、使用停止及び許可の取消しの区分については、個別の状況によるため設定しない。</p>
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成 1 1 年 7 月 1 日 設 定 (平 成 年 月 日 最 終 変 更)